

## 南関東における「オビシヤ」行事について

林 英一

### 一、はじめに

「オビシヤ」と呼ばれる行事は、全国的に行われているが、関東地方では埼玉県東南部・北総地域、多摩川流域、神奈川県中央南部に偏在する。オビシヤは歩射・備射・奉射などと漢字表記される。『民間信仰事典』には「オビシヤ」は「関東地方では歩射行事のことをこう呼んでいる。歩射行事は弓行事の中で、馬上で駆けながら射る流鏑馬と対応するものであり、(中略)すなわち、この弓行事は的に鬼という文字などを書き、それに当てるということに主眼をおく破魔という性格と、当たっても当たらなくても一応当たったこととして豊年であるという年占いの性格を有しているものの二種類にわけられる。このような破魔や年占いとは関係なく、余興としての行事も多く、弓行事を行わなくても、オビシヤやモモテといって単に祭りを呼ぶ場合もある。」(宇野正人)とある(桜井編 一九八〇 六三)。『民間信仰辞典』では、「オビシヤ」を「弓行事」とし、「弓行事」を伴わない祭は例外的であるとしている。しかし、水谷類が「関東地方に伝承されているオビシヤ行事では現在、弓射行事を伴っていないものの方が多いことが知られており、弓射行事が本来的なものだったかについては、今後議論を重ねる必要があるだろう。」と述べているように(水谷 二〇一七 五五)、南関東では「オビシヤ」と呼ばれる行事が必ずしも弓射を伴うわけではなく、様々な様態をとっているのである。本論では、儀礼の形から、南関東地方でみられる「オビシヤ」行事について考える。

## 二、弓射行事としての「オビシャ」の記録からみる起源

弓射行事は『日本書紀』にすでに見られるが、古代の行事に関しては、大日方克己が『古代国家と年中行事』の中で詳細に検討している（大日方 一九九三）。大日方は「奈良朝〜桓武朝と、『内裏式』・嵯峨朝の射礼とはやや違いが認められるものの、蕃客が参列し、全官人ないしは全官人の中から選ばれた代表者が天皇の前で射を行うという大射としての儀式構造そのものはほぼ同じだといえる。」とい（大日方 一九九三 一四〜一五）、その意味については、「天皇に対する全官人の服属奉仕と弓矢による守衛、そして諸蕃の従属という天皇を中心とした礼的秩序を表現する儀式」と位置づけている（大日方 一九九三 一七）。つまり弓射行事は天皇を中心とした国家体制秩序維持のために行われるものということであり、それが射礼と呼ばれるようになる。また『類聚国史』には「射禮」の項目がたてられ、「淳和天皇」二年正月辛酉。詔曰。射禮者。国家大事。不可<sub>レ</sub>而闕<sub>一</sub>。因遣<sub>二</sub>右大臣於建禮門南庭<sub>一</sub>。簡<sub>二</sub>閱六衛<sub>一</sub>。随<sub>レ</sub>中賜<sub>レ</sub>祿有<sub>レ</sub>差。」（『經濟雜誌社 一九一六 四六九』）とある。淳和天皇二年は八二四年であるが、「詔曰。射禮者。国家大事」との一文から、国家・朝廷の安寧祈願のための行事として射礼が行われていたことがわかる。古代には国家体制の維持・国家安寧を目的として行われていた。

「ビシャ」は、先に述べたように、歩射・備射・奉射などと漢字表記されるが、『倭名類聚抄』には「歩射」の項に、「和名加知由美」とある（京都大学文学部国語学国文学研究室 一九六八 一一九）。「加知由美」は「徒歩弓」であろう。『倭名類聚抄』では別に「騎射」の項もあり、平安時代には、「歩射」と「騎射」とが区別されていたことがわかる。ただし本論の趣旨は、民間行事としての「オビシャ」である。儀礼として形式的に同じであったとしても、国家行事・朝廷行事としての「射礼」ではない。

ところで藪部寿樹は若狭国他鳥浦天満宮の宮座に、「武捨（歩射）頭役や不捨（歩射）田がみられ」ることから、

これが今のところ村落宮座歩射儀礼の最古の記録とする〔藪部 二〇一七 a 六一〕。建武四（一三三七）年のものであるが、歩射田を天満宮に寄進したこと、また「無懈怠武捨頭役勤仕上、可天長地久与祈申者也」と記された寄進状である〔小浜市史編纂委員会 一九八三 四七〕ことから、これが、国家や神社独自の祭祀ではなく、「村の祭祀」としての「オビシヤ」の最古の記録と考えられる。

東日本の「オビシヤ」は、水谷類が「武田射礼日記」の記述から、「もともとは宮中の儀礼として行われていたものが、特に源頼朝による文治五年（一一八九）正月二日の射礼以後、武家の伝統行事となってきたことを物語る。武家の行事とともに、室町期にはすでに関東の村々の神社で「歩射」が、酒宴を伴った神事として、当然のごとく行われていたことを推察せしめる。「酒饗を備へ」とあるところなど、現在のオビシヤで酒宴が特に重視されていることと無関係とは思われない。」と指摘する〔水谷 二〇一八 a 一五〕。『甲斐叢書』に「武田射礼日記」が所収されている。その冒頭に「一夫射禮者、公家武家ともに用ふる事久し、毎年正月十七日大内弓場殿に於て、羽村の器用を撰て、是を行はる、間、木工的を懸く、此禮すたれて百餘歳、等持院殿の御代、公家武家一統の御的ありといへども、其例相繼ず今は併武家爲二嘉例一行所也、歩射は根本神社の禮として酒饗を備へ、神事を成と見へたり」とある〔甲斐叢書刊行会 一九三四 三七三〕。「武田射礼日記」は、射礼のやり方などが詳細に記され、「記録」の動機は、「如レ此雖三註置、口傳等不可勝計、上古以來面授口訣我家庭訓也、非レ所可三筆墨盡、只、愚昧之子孫、荒々可三心得一次第書載者也、旨趣且少序殘、」ということであり、「文明十二（一四八〇）年、元長（花押）」とある〔甲斐叢書刊行会 一九四三 三七八〕。「我家」とあることから、「元長」は「武田元長」であろう。ところが『群書類従』に、ほとんど同じ文面である「射禮私記」が採録されている〔稿編 一八九四 七三三～七四一〕。名はないが、奥書に「如レ此注置と雖も。口傳等擧て。數ふべからず。往古以來。面授口訣して。其人にあらざれば。授る事を許さず。されば。口傳を以て我家の庭訓とす。筆墨の盡す

べき所にあらず。只愚昧の子孫心得べき次第を。粗書のする者也。是以豈満足の思ひをなさんや。旨趣。且小序に載る者也。」とあり、この文章は「武田射禮日記」と同じである。ただし永享五（一四三三）年となっている〔稿編 一八九四 七四一〕。「武田射禮日記」は約五十年ほど前に書かれた「射禮私記」を書写し、武田家の射礼法書とした可能性があるが、その件に関して史料を詳細に検討する必要があるだろう。ここでは、「根本神社の禮」とあり、それが村落行事として行われたものであるか否かは不明であるが、関東（甲信）方面では、一五世紀には、もともと国家行事として行われていた「オビシヤ」が、村々の個別神社レベルで行われるようになっていたことを指摘するにとどめる。なおその後、現在に繋がるオビシヤに関する文書は見つからない。

ところで、同じ「歩射」ではあるが、西日本と南関東とは形式に違いがみられる。とくに香川県の西部では「百手」との呼称で盛んに行われているが、弓矢は弓道で使用する本格的な道具が用いられ、「賭的」的性格もみられるのに対し、南関東のものは、「弓矢的」は手作りされ、吉兆を占う、あるいは厄除けとして行われる。川崎市中原区上丸子の日枝神社では、弓は、今は檜木を使っているが、かつては桃の木を使っていたという。当地は現在でこそベッドタウンとなっているが、戦後まもなくまで農地が広がっており、桃の産地だったためとのことである。弦は藁縄である。また矢は篠竹を用いている。同じ村落レベルの行事として行われているが、南関東の行事の方がより農村的なものであるといえるだろう。道具の違いは武家政権の中心地に近く、武家との違いを明確にする必要があったためかもしれない。また「賭的」的である百手であるが、本来「賭的」は歩射とは別に行われていた。南関東の「オビシヤ」と百手は発生が異なる可能性があるが、本論では触れない。

### 三、『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』にみる南関東における「オビシヤ」の呼称と広がり

『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』では、「流鏑馬」と記述されている地域が多い。「流鏑馬」と「歩射」は別の行事であるが、どちらも「流鏑馬」と記しているようである。現在は「歩射」である地域が多くみられ、もともと「流鏑馬」だったのが、農村で取り入れられるようになり「歩射」になったのであろうか。

『新編武蔵風土記稿』第三巻の橋樹郡長尾村に、

五所権現社 例祭正月五日なり、昔は流鏑馬の式を行ひしと云、今は僅に其かたはりを存せり、射手二人介副二人にて、桃の弧竹の矢を以各一手づ、射る、土人は猶是を流鏑馬と唱ふ、此外九月十四日にも祭をなせり。

赤城社 正月七日祭事あり、又九月十四日にも行はる、是等の歳事何れも五所権現と同じ、其中九月十四日の祭は五所権現と隔年に行へり、

との記述がある（一四四―一四五頁）。「流鏑馬」と記されている。一方、『川崎市史 資料編2 近世』に同行事の天保年間の記録が所収されている。

天保年間 長尾村山根家年中行事書上

一、正月五日ハ、権現様御祭礼、弓を相用ゆ、是ハ五才位幼少之男子、旧家之内ニテ弓挽相致し来り候、且又弓を射る者定置申候

谷 長衛門  
耕地権右衛門

一、正月七日、赤城神社礼弓射ハ権現様の如し、弓の挽ハ幼少男子、村役人立合、別当、御法楽有之祝礼、相用ゆ（二三〇頁）（旧山根家文書）―「天保九年 村年中行事記帳」川崎市民ミュージアム所蔵）

ほぼ同年代の記録であるが、『新編武蔵風土記稿』には「流鏑馬」とあり、「天保九年 村年中行事記帳」では

単に「弓挽」「弓射」と記されているだけでなく、「是ハ五才位幼少之男子」によるものとあり、馬上から弓を挽いていたとは考え難い。「歩射」と考えるのが自然である。『新編武蔵風土記稿』は「流鏑馬の式を行ひしと云」と記されているので、伝聞であることがわかる。弓射行事を行っていたとの情報から、武家の編纂者側が「流鏑馬」と解釈して記述したのではないか。なお明治期に「権現様」と「赤城神社」は合祀されて長尾神社となったために、現在では長尾神社の行事として行われているが、やはり子供が主である。もともと弓を挽くのは介添人の大人であるが。なお、現在の呼称は、「マトー」であるが、記録からは「弓挽」と呼ばれていたと読める。

これらのことを留意しながら、『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』に記述された歩射・流鏑馬の記述を表化した。ただし、文章から明らかに「流鏑馬」と思われるものは除いている。『新編武蔵風土記稿』では、①②③⑦⑩⑭が「びしゃ祭り」「賭的」「奉射」などと記され、他は「流鏑馬」と記述されている。②⑩は現在確認できないが、①③⑦⑭では現在でも「オビシャ」が行われている。なお⑦の「射術」に関しては内容が不明であるが、当神社では現在では「歩射」が三月の初卯に行われている。『新編相模国風土記稿』では、⑭の二宮神社だけが「御的神事」とされ、他は「流鏑馬」と記述されている。このうち⑭の山北町室生神社では現在では実際に「流鏑馬」が行われているが、記述からは当時の行事内容は不明である。しかし、「中川・神繩二村より隔年二的板の料を納むるを例とす」とあり(二〇二頁)、「的」が板であることから、「流鏑馬」だった可能性が推察される。後に述べるように、「的」は弧か半紙が中心であり、板を「的」とするのは一般に「流鏑馬」であることから、当時も実際に「流鏑馬」が行われていたと考えられるのである。一方、⑮の淘綾郡二ノ宮庄の西小磯村十二所権現社の項には「例祭は正月七日、流鏑馬式あり、村民八右衛門是を勤むと云」とある。十二所権現社は「往古は白岩権現と號せしと云」とも記されているが、現在はまた白岩神社となっている。現在では白岩神社の祭礼として「オビシャ」が行われ、「歩射(ブシャ)」と呼ばれている。当時から行事の内容が変わっていない

表 『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』に記述されたオビシヤ。「流鎗馬」との記述が多いが、文中から明らかに「流鎗馬」と思えるものは除いている。頁番号は巻号のもの。

『新編武蔵風土記稿』							
巻号	郡	村	現市区町村	神社	祭りの名称	時期	頁
第一巻							
①	豊島郡	下落合村	新宿区	氷川神社	びしゃ祭り	九月	258
第三巻							
②	荏原郡	桐ヶ谷村	品川区	氷川神社	備射講	正月十五日	33
③	橘樹郡	菅村	川崎市	根の上社	賭的	正月九日	117
④		高石村	川崎市	伊勢宮	流鎗馬の式	正月十五日又二月十五日	121
⑤		長尾村	川崎市	五所権現社	流鎗馬の式	正月五日	144
⑥		長尾村	川崎市	赤城社	流鎗馬の式	正月七日	144
⑦		平村	川崎市	八幡宮	射術の式	二月初めの卯の日	162
⑧		堀之内村	川崎市	山王社	流鎗馬の式	正月三日	323
⑨		川中島村	川崎市	稲荷社	流鎗馬	九月十五日	330
第四巻							
⑩	久良岐郡	永田村	横浜市	春日社	網代の的を射て奉納す	七月七日	149
第六巻							
⑪	多摩郡	御嶽村	青梅市	御嶽社	流鎗馬	九月二十九日	126
⑫		氷川村	奥多摩町	白髭明神	流鎗馬	正月七日	158
⑬		棚澤村	奥多摩町	多名澤神社	流鎗馬	正月五日他	166
第八巻							
⑭	足立郡	高鼻村	さいたま市	氷川神社	奉射	正月七日	92
第九巻							
⑮	入間郡	前久保村	毛呂山町	八幡社	流鎗馬	八月十五日	20
⑯		和田村	越生町	春日社	流鎗馬	九月廿八日・廿九日	20
⑰	高麗郡	新堀村	日高市	大宮社	流鎗馬神事	三月十五日	193
⑱	比企郡	大豆戸村	鳩山町	三鳥社	流鎗馬	九月	298
⑲		平村	ときがわ町	山王社	流鎗馬	十一月廿六日	321
第十二巻							
⑳	児玉郡	児玉町	児玉町	八幡社	流鎗馬	八月十四日より十六日	13
㉑	秩父郡	横瀬村	横瀬町	丹生社	流鎗馬(古へ)	三月四日	179
『新編相模国風土記稿』							
第一巻							
㉒	足柄上郡	川村	山北町	室生明神社	流鎗馬	九月廿九日	202
第二巻							
㉓	足柄上郡	小船村	小田原市	白髭社	流鎗馬等の式	正月三ヶ日及び八日	257
㉔	洵綾郡	二宮村	二宮町	二ノ宮神社	御的神事	正月七日	293
㉕	洵綾郡	西小磯村	大磯町	十二所権現社	流鎗馬式	正月七日	320
第三巻							
㉖	大住郡	下吉澤村	平塚市	八剱明神社	流鎗馬	正月七日	65
第五巻							
㉗	三浦郡	三崎町	三浦市	海南明神社	流鎗馬	四月三日(東鑑)	264

いとすれば、『新編相模国風土記稿』に記述された「流鏑馬」は「歩射」を含むことができる。ただし、一九五六年に刊行された『大磯町文化史』には「古風豊かな流鏑馬（但し歩射）が盛大に行われる」と記述され（大磯町文化史編纂委員会 一九五六 二四一）、一九五六年の段階でも「流鏑馬」と「歩射」の区別はなされていないことがわかる。そもそも流鏑馬のような「騎射」と「歩射」は『倭名類聚抄』でも区別されており、まったく別のものである。「流鏑馬」は鎌倉八幡宮のような武家にゆかりの深い神社で行われていたことは理解できる。そして、すでに指摘しているように、武家側の史料として編纂される中で、弓射行事が「流鏑馬」と記述されたと考えられる。

ところで、現在の呼称としては、「ビシヤ系」（「オビシヤ」「ビシヤ」など。ここでは漢字にはこだわらない）、長尾神社のような「マトー」、その他としては埼玉県八潮市の「弓ぶち」をあげることができる。『新編相模国風土記稿』では②④の二宮神社のものだけが「御的」とされていた。中村亮雄は「川崎市内の的祭」で、「市内では現在、ブシヤ系の名称がわずかに上丸子の備社だけであって、それもマトイリとか、タンボタンパとか、他の名称でも呼ばれている。市内ではオマトとかマトーのようにマト系の呼び名が多」と記している（中村 一九六六 五七～五八）。中村の記述における「上丸子の備社」とは、中原区上丸子日枝神社の行事であり、現在では「ビシヤ祭」と呼ばれている。ただし日枝神社の「オビシヤ」に関しては、『新編武蔵風土記稿』に記述はない。

一九九二年に刊行された『大磯町史研究 創刊号』に和田正洲は「白岩神社の「座」と的祭り」として大磯町西小磯白岩神社の「オビシヤ」を「的祭り」の呼称で紹介している（和田 一九九二）。和田の論は「座」に視点がおかれており、当該地での呼称としての「的祭り」というよりも、長尾神社のように川崎市では「マトー」と呼ぶ地域が多いことを踏まえて用いた語である可能性がある。現在、「大磯町の観光情報サイト」では「歩射



(ぶししゃ)」と紹介されている(二〇二〇年三月四日閲覧)。

先に述べたように、中原区上丸子日枝神社では「タンパタンパ」とも呼ばれていることを中村は報告している。中村は「名称の由来は不明で、宮司の家が昔からタンパと呼ばれているからだろうなどともいわれている。」と記しているが(中村 一九六六 五九)、現在でも宮司家の屋号が「タンパ」だからと説明され、また二〇一八年の行事において、近隣の方が「この行事を、祖母が昔はタンパタンパと呼んでいた」と話してくれた(筆者調査)。「新編武蔵風土記稿」には、山王社の神主を「山本丹波」と記しており(第三卷 二〇〇頁)、中村が指摘するように「タンバ」が「タンパ」となったことが推察され、神主家と「ビシヤ」との結びつきの強さがうかがえる。ただし、的作りは、特定の家が世襲により決まっており、的作りの場合も、今でこそ山本家の庭(二〇二〇年から神社の境内)で行われているが、かつては世襲の家で回っていたという。神主家としてよりも、世襲の家の一つとして「タンバ」が関わっていたと考えることもできる。

『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』に記述がないからといって、当時は行われていなかったとは言えない。先にも述べたように、川崎市日枝神社の「オビシヤ」は『新編武蔵風土記稿』には記述がない。それでも当地では「古くから行われている」と言われている。残念ながら、記録として確認できる最古のものは昭和十一年である。空襲で記録のほとんどは焼けてしまったのでわからなくなっているということである。そのため、起源に関しては不明である。また『新編武蔵風土記稿』では、寺院・神社の記述はあるが、行事の記述をまったくしていない地域がみられる。先にもみたように伝聞である地域もみられる。そのため、両書の記述だけで、歴史的に位置づけることには注意が必要である。

#### 四、行事分布

関東地方に限定するならば、「オビシヤ」（「マトー」を含む）と呼ばれる行事は、利根川・荒川水系と多摩川水系に沿った下流域に濃密に分布する。『埼玉県のオビシヤ行事』が埼玉県内の様子を詳細にまとめており、「本県において、オビシヤ行事が濃厚に分布している地域は、三郷市や八潮市、吉川町、庄和町、幸手市などを中心とする県東南部地方の農村地帯（現在は都市化されている地域も多い）であることが明確になった。県北部や東部の児玉地方及び比企地方には全く見当たらず、大里や北埼玉地方には僅かに分布しているだけであった」と述べている（埼玉県立民俗文化センター 一九九四 二〇）。『埼玉県のオビシヤ行事』は調査時に確認できたものであり、編纂時という時間で捉えた「現在」の行事様相を捉えたものである。また茨城県南部・千葉県中北部にもみられることが、千葉県立関宿城博物館の図録『令和元年度企画展 オビシヤはつづくよ四〇〇年』年のはじめの村まつり』に記された地図からわかる（千葉県立関宿城博物館 二〇一九 六）。

一方、多摩川沿いでは中村亮雄が「川崎市内の的祭」で記しているが（中村 一九六六）、川崎市内に集中している。また大田区六郷の六郷神社でも行われており、かつては下丸子の六所神社でも行われていた（大田区史編さん委員会 一九八三 三九四～三九八）、神奈川県内（相模国）では大磯町や相模原市でも確認されている。しかし、神奈川県内の旧相模国での分布は薄い。これらのことから、「川」が行事の広がりには何等かの関わりを持つことが推察されるが、それを裏付けるだけの史料は今のところ見当たらない。

現在の分布状況と『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』の記述からみた分布にはずれがある。理由の一つは先にも指摘したように、両書は地域による記述の仕方にばらつきが大きいことがあげられる。川崎市日枝神社だけではなく、現在では「弓ぶち」として行われている八潮市鶴ヶ曾根久伊豆神社に関しても、「久伊豆社

村の鎮守なり、薬王寺の持、下同じ」とあるだけであり〔第八巻、一五八頁〕、「オビシヤ」に関する記述はない。久伊豆神社はカミ・シモがあり、現在ではどちらも独自に「弓ぶち」が行われている。他に記録がないので、『新編武蔵風土記稿』が編纂された当時、鶴ヶ曾根久伊豆神社で「弓ぶち」が行われていたとも、いなかったとも言えない。ただし、鶴ヶ曾根上には、「弓ぶち」の際に使う三方が残され、それには天明六（一七八六）年の銘が墨書されている。当屋はこの三方に供え物をあげていたという（現在、この三方は資料館にある）。弓射行事が行われていたかどうかは別にして、一八世紀後半には当屋を回していたことが推察される。当屋の問題については後述する。

一つは明治になつての合祀である。川崎市長尾神社が二つの神社の合祀によって明治時代に成立した神社であることはすでに述べたが、二つの神社で、別々に行っていたものが一つになった。このことは記録にはみえるが現在行われていない地域の背景の一つとして考えられるのではないか。江戸時代には行事が行われていたが、合祀されたために、行事が引き継がれなかった場合もあるだろう。

それでも、近世の網羅的な記録が他にないので、『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』から、分布に着目してみたい。現在は実際に「流鏑馬」が行われている先の表中の⑮⑯⑳を除くと（編纂当も行われていると仮定して）、全部で二十四例となる。現在、さかんに行われている地域での記述がないのが残念であるが、東京都青梅市・奥多摩町、埼玉県児玉町・横瀬町でも行われていることがわかる。当時の分布密度については不明であるが、南関東一帯で行われていたとみてよいであろう。さらに、これらでみられる内地の地区は多摩川、荒川の上流域にあたる。現在確認できる分布と同様、これら河川の下流域で広くみられることを考えるならば、これら河川が行事伝播と何等かの関わりがあつたことを推察させるものとなっている。

## 五、「的」の形

荒川・利根川水系と多摩川水系下流域に濃密に「オビシヤ」は分布していることを指摘した。両地域では「的」の形状に違いがみられる。前者地域での「的」は、竹枠に半紙を張り付け、そこに文字や円あるいは絵を描いたものであることが多い。一方、後者地域での「的」は葦や竹を編みこんで円形にして半紙を張り付けている。例えば、八潮市木曾根氷川神社では、丸い枠に半紙を張り付けて、そこに「鬼」と書いてある。片方は「鬼」で片方には点がない。これは点がある方が雄で、無い方が雌だと説明された(二〇一九年調査)。同市鶴ヶ曾根久伊豆神社下では、四つの組がそれぞれ「的」を作るが、「鬼」を書いたり、円を書いたりしている。そして、最後には、通し矢と言って、的を破る(二〇一九・二〇年調査)。記録としては文政五(一八二二)年の「小林村香取社祭礼式法」(越谷市「小林江原家蔵」)の中で、「正月六日相当打寄仕度之事」として「差渡し三尺」で半紙に「鬼」の字が書かれた的の図が描かれている(越谷市役所 一九七三 九〇九)。また川口市「峯村新光寺年中行事」として「安政七庚申年改也」とあるものに、「鬼」と書かれた的の図が描かれている(川口市 一九八五 九一四)。歴史的にも的が半紙であったことが推察される。

一方、多摩川水系にあたる現在の川崎市で見られる「オビシヤ」の「的」は葦を編んで作る。現在では編むのが大変ということで、毎年は作らずに矢が当たった箇所を補修して使いまわす地区もあるようだが、川崎市日枝神社では、毎年、「オビシヤ」の前日に半日がかりで「的」作りが行われている。水につけておいた葦を残さないで編み込むのだが大変な作業である。先にも述べたように、空襲で焼き出された地域なので古い記録は残っていないが、昭和十二(一九三七)年の「日枝神社御備付集米帳 宮本分」を見せてもらうことができた。「集米帳」と表紙にあるように、「オビシヤ」の際に持ち寄った米の量と人名を記帳したものである。これには「的」の

蔑二付き 一ヶ月許り前二何日頃頂キニ余リテ宜敷キ申ノ御願ヒノはがきヲ出ス事」との記述もあり、作るものについても記述されている。この記録から「的」は昭和初期には「蔑」で作られていたことがわかる。この蔑を編んで円形にし、その上に半紙を張って、茄子がらで同心円を書く（中心には波型を描くが、これは稲穂を表しているという（筆者調査））。さらに、この「集米帳」は墨書され、綴じられているが、最後の紙に「昭和拾三年度日枝神社御備社祭」として神主・神社総代などの名前だけが、ペン書きで記されている。戦争で簡略化されたものか。そのところを詳しく知る人に話しを聞くことはできなかった。人名に続き「的ノ蔑奉納 雑色（名前）」とあり、昭和十二年と同様に「的」の材料は用意されていたことがわかる。雑色は現在の東京都大田区蒲田にある地だが、古老からも近年までそこから貰っていたとの話を聞くことができた。昭和十二年の所には「東京市蒲田区雑色町大野水門際（名前） 此ノ返礼ハ先方ニテ吉凶ニ関係スルモノニ付き必ズ弓リ方ニ名ニテ持参サレタシ（成ルベク当日コト）」と記述され、道順も記されている。「返礼」とは十三年のところに書かれた「的ノ蔑奉納」に対するものと考えられるが、「吉凶ニ関係スルモノ」と記されていることから、当地の「オビシヤ」は占いの性格を持つ行事として認識されていたと考えることができる。この件に関しては後述する。なお、日枝神社は多摩川のすぐ近くにあり、さらに、その下流にあたる対岸の家から蔑を調達しており、行事と多摩川の関係性が推察される。

また、神奈川県大磯町西小磯白岩神社では、三月の第一日曜日にオビシヤが行われているが、的は割竹を編んだものに半紙を張り付けたものとなっている。大磯町白岩神社の「的」は川崎市のものよりも小さく、「的は竹ひご七十二本で編み、裏に親骨を十文字に入れて、表面には半紙をはる」と報告されている（大磯町文化史編纂委員会 一九五六 二四一）。現在でも竹を粗く編んだものである。

ただし利根川・荒川水系のすべての地域での「的」が半紙というわけではない。『埼玉県のオビシヤ行事』に

よると、鴻巣市滝馬室水川神社の「マトウサイ」では、「芳（メガヤ）の葦を刈り取り、この葦を乾燥させ、杵でつぶして石井氏が編んで四尺角の網代を作る。これは、当日に使用される的になるものである。」とある。文中にある「石井氏」は役員以外に欠かせない重要な五軒のうちの二軒であるという〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 四四～四五〕。越谷市大成町（後方・飯島・辻）の「ユミイリ」では「的は葦を網代に編んだもので、それに三尺四方の紙を張り、二重の丸を描いておく。」とあり〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一五六〕、これらは川崎市で見られる「的」の作り方と同じである。また両神村出原諏訪神社（現、小鹿野）では「テンキウラナイ」という的射行事が行われるが、この「的」は「割り竹を丸く編んだものに和紙を張りつけて作る。」という〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一三五〕。大磯町白岩神社の「的」と同じである。しかし全体的にみると、現在においては利根川・荒川水系では半紙で「的」を作る地域が圧倒的に多い。

## 六、「オビシヤ」の儀礼的意味

小鹿野町伊豆沢の諏訪神社では、単に「祭り」と呼ばれて弓射行事が行われているが、近年、「オテンキウラナイ」あるいは「マトヤノシンジ」とも呼ばれるという。現在は二月十一日に行われているが、「昭和六二年まで二月二六日に行われていたが、本来正月二七日であったといい、古くから年の初めに一年の天候を占い、作付けの目安にしていた祭りであった。」ために「オテンキウラナイ」と呼ばれるようになったと考えられる〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一三一～一三三〕。また先に紹介した両神村出原の諏訪神社では「十二本の矢の当たり具合によってその年の天候を占う」「的の白い部分に矢が数多く当たると晴天の年になるといい、的の黒い部分に多く当たると雨が多い年になるといい。またはずれの矢が数多くあると大風が吹くなど天候が荒れ

る年になるといわれている。この占いにより、的の白い部分に矢が多く当たった年は粟を多く作り、的の黒い部分に矢が多く当たった年は稗を作るといわれている。」といい、「テンキウラナイ」と呼ばれている。〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一三四〕。

川崎市日枝神社での「的」の中心に描かれている図は稲穂を表しているが、これは「オビシャ」が占いとしての性格を持つと言われている。占いの性格を持つことについては先に指摘した。ただし、実際に矢が当たることと豊作との関連はないとのことであった（筆者調査）。すでに農家がなくなってしまうことも関係するだろう。幸手市・宮代町・杉戸町の行事は十月が中心であるが、十月（十一月）を秋の祭りとし、春にも行う地区もみられる。幸手市惣新田（三田）の香取神社では正月十八・十九に近い日曜日を春の祭りとし、十一月三日を秋の祭りとし、春の祭りは、「初拜みと称する五穀豊穡を祈願する祭り」、秋の祭りは「収穫を感謝する祭り」と位置付けられている（埼玉県立民俗文化センター 一九九四 二百六）。同市平野（本田）の香取神社では十月二十日に行われ、「豊作を感謝する祭り」とのことである（埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一九一）。これらのことから、「オビシャ」が農業との関係の中で位置付けられている。天気占いも同様であろう。ただし、多くの地区では春の行事として行われていることを考えるならば、豊作祈願としての性格が強いといえることができる。

一方、川本町（現、深谷市）菅沼の「マトバノギ（的場の儀）」では、「まず宮司が一の矢を射る。続いて氏子総代、当番の順に次々と矢を射る。参列者はこの矢を拾って自宅の神棚に供える。特に的を射ぬいた矢は邪気を祓い去る力が強いといつて争って拾う。」と報告されている（埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一四一）。大磯町白岩神社では的の土台となる竹を皆が競って取り合う。川崎市内でも、弓矢が射手の子どもに与えられ、家の床の間に飾られる。これらは魔除けとしての意味があるといわれている（筆者調査）。八潮市久伊豆神社の

下では、小的を家の数だけ作る。これも家の魔除けとのことであった。

また、「的」に鬼の字や絵が描かれ、それを射抜くのは、魔除けを意味するといえる。川崎市長尾神社ではの裏に「鬼」の字が書かれた半紙が張られていた。「オビシヤ」行事に大蛇を作る地区も散見する。三郷市大戸香取神社では「オビシヤ」と呼びながら、蛇作りだけを行い、弓射行事は行わない。「オビシヤ」と大蛇作りとの関係性に関する詳細は別稿に譲るが、大蛇を魔除けとして、作る地域が見られる。「オビシヤ」行事と大蛇作りの習合も、「オビシヤ」が魔除けとしての性格を持つと言うことができる。

また、川崎市内で行われる「オビシヤ」の多くは子どもが主体となっている。長尾神社・日枝神社では実際には介添人が弓を射るが、宮前区稲毛総社白幡八幡大神（表⑦）では、介添人（親）の介添えて子どもが弓を射っていた（二〇一九年、筆者調査）。埼玉でも弓射儀礼の主体が子どもとされている地域がある。越谷市東越谷の香取神社では「神社境内で約3mくらいの距離から大人に手伝ってもらって七歳の男子が一人づつ矢を的に向かつて射る。吉凶を占うものではなく七歳のオビトキ（帯解き祝い）」という意味だ」とある（埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一五八）。同市東町伊南里神社でも「氏子の中からあらかじめ七歳の長男を二人ほど選んでおき、矢を射る行的行事を大人の介護をつけて行わせる。」という（埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一五九）。言われについてはわからなかったが、江東区江東天祖神社では神主が介添えとして子どもが矢を射る（二〇一九年、筆者調査）。先に紹介した、川崎市長尾神社の「天保九年 村年中行事記帳」には「五歳」と限定的な記述となっており、『新編相模国風土記稿』の大住郡糟屋庄下吉澤村（現、平塚市）の八劔明神社の項では、「村の鎮守なり、例祭は正月七日、流鏑馬あり（村内七歳の男子を撰て執行す、若無れば廢すと云）村持」と記されている（第三巻 六五頁、表⑳）。年齢が指定されているだけでなく、七歳の子がいなければ行わないのであり、人生儀礼的な側面をみることができる。



「歩射」は、国家（朝廷）行事として、国家安寧を目的として行われていた。その意味では「神事」としての性格を内包していたといえる。先に紹介したように、水谷は「武田射礼日記」から、村々の神社の神事として行われたことに着目しているが、それが「村々の神社の神事」として行われるようになり、村々での豊作祈願や魔除け、子どもの人生儀礼としての性格を持つようになったといえよう。

ところで流山市芝崎の名主役であった吉野家が所蔵する享和二（一八〇二）年から文化十五（一八一八）年の日記には、興味深い記述がみられる。「享和二年」の項をみると、

正月九日

一 鎮守熊野権現奉謝我等当前

正月廿日

一 奉謝村中男女振舞如定例宿ハ予等

正月廿五日

一 天神奉謝勘左衛門方江行

二月五日

一 初午奉謝宿当番勘左衛門

とある（流山市立博物館編集 一九九二 四〇八）。「熊野権現」「村中男女の振る舞い」「天神」「初午」で「奉謝」と記述されているのである。「奉謝」が一年に一度の行事として記述されていない。このことから「奉謝」が、本論でみている特定行事としての「オビシヤ」ではない可能性が推察される。水谷は「歩射」ではなく「宝御奉謝」、すなわち一宝（仏宝 僧）に感謝するという意味の「奉謝」の語が用いられていることを無視することはできない。少なくとも一七世紀前半の宮久保村では、オビシヤが仏教的行事として行われていた

と述べる〔水谷 二〇一七 五五〕。宮久保村は千葉県市川市宮久保であり、水谷が「オニツキ」を調査している。「オニツキ」については後述するが、少なくとも流山市柴崎では、仏教行事とまでは断定できないが、必ずしも「歩射」だけを指してはいないようである。しかし、これらには共通点がある。「奉謝」と記された行事は「宿」「当番」が記されているのである。このことには留意したい。

## 七、『埼玉県のオビシヤ行事』にみる「オビシヤ」行事

『埼玉県のオビシヤ行事』に記載された行事は、各地域の自治体史を基にし、さらにフィールドワークによって補強したものである。『埼玉県のオビシヤ行事』に記載された行事は二七二例あるが、明治の神社合祀によって現在の形になった地区も考えられる。実際に川崎市の長尾神社は、二つの神社が合祀されたものだが、近世にはそれぞれの神社で「オビシヤ」が行われていたことはすでに述べた。したがって、この二七二例は先にも述べたように、「現在（調査時）」において確認（廃止されたにしても伝承が残る）されたものであり、その発生時期については不明瞭である。しかしこれだけまとめられた記録は他にないため、本節では、この二七二例を基にして分析することにする。細かい儀礼分類については、内田幸彦が「オビシヤの多様性とオビシヤ文書」の中で述べているので〔内田 一九九四〕、そちらに譲り、いくつかの問題に絞って検討する。

### （一）初午との習合

『埼玉県のオビシヤ行事』にある「埼玉のオビシヤ行事所在地一覧」〔二二～三四頁〕から、実施期日が「初午」であり、行事名が「稲荷講・ビシヤ講」となっているものを数えたところ、一〇四例あった。実施期日が「初午」とは確認できないが、稲荷神社の行事として「ビシヤ講」あるいは「ビシヤ」と称されているものもカ

ウントしている。これは全体の約三八・二%にあたる。内田幸彦は『埼玉県のオビシヤ行事』に加え、『埼玉のまつり・行事』やその他市町村史から、四二九の行事をオビシヤ行事として抽出し、整理した結果、「初午に行う」形は一〇八例で、全体の二五・二%とする〔内田 一九九四 一二〇〕。内田の出した数値と、『埼玉県のオビシヤ行事』に記載された事例のみから算出した数値に大きな違いがみられる。内田が利用した『埼玉のまつり・行事』は「オビシヤ行事が濃密に分布する県東南部の祭り・行事の悉皆調査報告で、実に五五二四件を収録した」ものという〔内田 一九九四 一一九〕。『埼玉県のオビシヤ行事』だけで分布をみると、「初午」と習合している地域の分布は、荒川沿いに濃く、江戸川・中川沿いは薄い。「埼玉」地域は、中川・江戸川流域にあたる。オビシヤ行事が濃密な東南部の中でも江戸川・中川沿いの母数が増えれば、総体的に割合が減ることになる。これが『埼玉県のオビシヤ行事』だけから算出した割合と、内田の算出した割合の異なるの大きな理由ではないか。事例抽出の精度を上げなければ正確な数字は得られないが、このことは、「オビシヤ」と「初午」との習合が荒川沿いに偏在していることを示唆することにもなり、興味深い。

「埼玉」地域にあたるが、寛政十（一七九八）年の「稲荷武社帳 午二月初午」（吉川香取神社文書）が『吉川市史 資料編 近世』に所収されている。「此度、稲荷武社相段（談）之上相究候趣之義ハ、両秋□（粃三）升ツ、相あつめ、以是御布施百文、残り之義ハ、神酒代□□、以上」とあり〔吉川市史編さん委員会 二〇一二 四五二〕、寛政十年には稲荷（初午）と「武社〃オビシヤ」が結び付いていたことがわかる。なお、この「武社帳」は当番帳である。

現在の東京都青梅市にあたる南小曾木村小布市に、市川庄右衛門が記した安政六（一八五九）年から明治三〇（一八九七）年にかけての『市川家日記』が伝わる。河岡武春の「解題」によると、市川庄右衛門は「寄合のまとめ役」という〔河岡武春 一九七一 五七〇〕。文久三（一八六三）年二月六日の項に「初午比沙講、宿元は

由三郎方也。組合も壹人斗也。」とある〔市川 一九七一 五八三〕。文久三年以前には「初午」の記述はあるが「比沙講」とは記述されていない。さらに以後毎年記述されるわけでもない。「比沙講」は「ビシヤ講」であろう。また、この記述から「宿」を決めて行っていることがわかるが、弓射儀礼を行ったかどうかについての記述はない。安政七（一八六〇）年正月九日の項には「鎮守稲荷水ふり有、〔中略〕宿元は上の勘次郎方也。」とあり〔市川 一九七一 五七三〕、「比沙講」とは記述されていないが、宿をまわして行われていたことがわかる。「水ふう」と呼ばれる儀礼が行われているが、文久三年七月十五日頃に庄右衛門の「次男金三郎疱瘡致し、廿九日にはうそう神を水ふり湯ふりながし致し候。」との記述がある〔市川 一九七一 五八五〕。「湯ふり」は疱瘡神を流すために行われていることから、湯立神事のようなものであるうか。すると「水ふり」も「湯ふり」と同様な祈禱的神事である可能性が考えられる。安政七年には「初午」の行事として「水ふり」が行われていたが、文久三年に「初午比沙」との語が初めてみられるということは、初午行事に対し、「ビシヤ」の呼称がこの頃に伝播した可能性を指摘することができないのではないか。「オビシヤ」と呼ばれる正月行事であり農耕行事が、初午と結びつき、荒川流域中心に、「初午」を行っていた地域に「ビシヤ講」「初午ビシヤ」という形で呼称が伝播したということがある。

## （二）弓射行事としての「オビシヤ」

「オビシヤ」が歩射であり、「カチユミ」であるとするれば、「オビシヤ行事」は弓射行事であることになる。しかし『埼玉県のオビシヤ行事』をみると、弓射行事を行う「オビシヤ」は二七二例中、四八例で一七・六%しかない。内田によると、四二九例中六一例、一四・二%であり、更に割合は低くなる〔内田 二〇一八 二二〇〕。

ところで、内田はニードラムが提示した多配列分類によって、「オビシヤ」の分類を行った。内田の分類は①行事名に「ビシヤ」を含む、②的射を行う、③甘酒を伴う、④初午に行う、⑤あらわれ撒きを伴う、⑥当渡しの儀礼

を伴う、⑦ 餅を伴う、⑧ 高盛飯、もしくは強飯を伴う、⑨ 蓬萊山もしくは生殖器を模した作りものを伴う、⑩ 藁蛇を伴う、⑪ 餅もしくは鏡餅を伴う、とし、「これらは、従来オビシヤの典型例として報告されてきた事例から抽出したものであり、これによつて「従来はオビシヤ行事として取り上げることのなかつた初午行事や甘酒祭り等、数多くの民俗行事についても、オビシヤ行事群の中に位置付け、比較検討することが可能となつた。」とする〔内田 二〇一八 一一九〕。ニーダムの多配列分類は「それぞれの定義による類似の特性をもつことによつて一つのクラスにまとめられる。この場合、すべての個体に共通な特性は一つもないし、各個体に欠けている特性はすべて異なっている。」とするものである〔ニーダム 一九九三 八九〕。内田は「従来オビシヤ典型例として報告されてきた事例から抽出した」というが、その特性に「①行事名に「ビシヤ」を含む」を入れて、他の特性と同等にみることは、「オビシヤ行事」がどのようなものかという問い立てにおいては、倒錯してしまうことにならないか。さらにニーダムは、要素がどれだけ共有されれば一つのクラスにまとめられるかまで言及していない。内田が提示した①と⑪のどれだけの共有性をもてばよいのだろうか。例えば、三郷市谷中・市助稲荷社では蛇を作り（両神社とも二〇二〇年からは蛇作りは行わず、注連縄を買ってきた）、市助では必ず「鯉こく」を食べたという。さらに谷中には表紙に「稲荷社祭典遥拝式規則帳」と書かれたヤド帳がある。「初午」「蛇」「宿」から内田の分類に従うならば、「オビシヤ」行事となる。しかし、この両地では、「オビシヤ」との呼称は聞いたことがないだけではなく、その意識はないとのことであつた。そのために『埼玉県のオビシヤ行事』には含まれているが、筆者は当地区の行事を「オビシヤ」とすることに疑問を持つ。構成要素に上位カテゴリーである呼称を含めることに疑問を感じるといふことである。行事の構成要素は本来の意味とは無関係に取り入れられることもある。先に指摘した『市川家日記』のように、「初午」行事に「オビシヤ」の呼称が取り入れられた可能性も考えられる。「オビシヤとは何か」との問い立てにおいては、呼称が「オビシヤ」であることは構成要素で

はなく、前提として捉えたい。内田の論に従うならば、呼称が「オビシヤ」でもない行事が、構成要素によって「オビシヤ」に類別され、また『埼玉のオビシヤ行事』にもそのような事例が認められることから、本論では具体的な数値に意味は持たせず、弓射行事の割合が低いことを指摘するにとどめることにする。南関東における「オビシヤ」と呼ばれる行事において、弓射を伴う行事の割合が低いことは、「オビシヤ」が弓射行事を本質としていないことを表すのではないか。つまり南関東における「オビシヤ」が必ずしも「弓射行事」として行われたものではないことを示しているということである。

## 八、弓射行事としての「オビシヤ」の歴史記録

南関東での、現在のところの最古の文書は、千葉県香取郡多古町次浦の惣態神社の「惣態神社奉社日記」である。この「日記」は水谷類を中心とする研究グループが発見したものであるが、表紙裏には「慶長五庚子歳ヨリ寛保二壬戌年マテ百四十三年ノ間、／古帳ヲ写申候／惣態大明神／奉社古日記寫」とある（水谷二〇一七 二二七）。水谷は「写とはいえその内容は、慶長五年（一六〇〇）から寛保二年まで連続した書き継ぎ（一年分脱漏）で、慶長以来の写である一冊目の筆跡は同一人、内容は古帳を忠実に写したものと思われる。」と述べる（水谷 二〇一七 六〇）。寛保二年は一七四二年である。惣態神社では、現在は「オビシヤ」が行われているが、「惣態神社奉社日記」（『オビシヤ文書の世界』には慶長五年から明治二十八（一八九五）年までが翻刻）には当番を務めた人の名前、そして寛保三（一七四三）年以降は、世の中の様子が記述されているのみである（二二七～二八六頁）。このような文書を「オニッキ」という。「奉社日記」であるが、この文書から「弓射」が行われたかどうかはわからない。水谷は千葉県市川市宮久保の「オビシヤ文書」に「弓射儀礼を行った

ことを示す痕跡はまったくない」「実際宮久保では現在もオビシャ行事が行われているが、これまでのところかつて弓射行事を行ったという伝承は得られていない。ただオニツキに記載がないというだけで、宮久保のオビシャ行事で弓射儀礼が全くなかったと結論することはもちろん適当ではない。オニツキはあくまでも儀礼の記録ではないからである。」と述べる〔水谷 二〇一七 五五〕。惣態神社についても、慶長五年からの「オニツキ」の存在から、近世村としての成り立ちの年代をそこに考えることはできるだろうが、今の段階ではいつから弓射行事が行われるようになったのかは不明である。先に「オビシャ」は必ずしも、弓射行事として受け入れられたものではないと指摘した。儀礼の側面からは、文書記録として弓射儀礼が行われていることを確認する必要がある。

起源伝承は地域によっていろいろ伝えられているようである。たとえば、鴻巣市滝馬室の「マトウサイ」は、「延暦年間（七八二〜八〇六）時の征夷大将坂上田村麻呂が東北地方鎮庄の折り、たまたま当地通過の際に、当地を荒し回る悪竜（大蛇）に悩まされていた住民に懇願されたので」退治したといわれ、「的祭の神事は中古のころ一時中断されたが、貞享年間（一六八四〜八八）に当所の豪農であった島田常勝氏が復興し」たとの口伝があるという〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 四八〕。しかし、本論ではあくまでも文字記録にこだわりたい。「オビシャ」と弓射行事の関係を明確にしたいためである。

管見のところ、明らかに弓射行事が行われていたことがわかる最古の文書記録は、横浜市本牧神社における安永二（一七七三）年のものである。「神社文書第三」の「安永二年祭禮勤日覺」に次のようにある。

覚え

〈略〉

（正月）八日毎年の有。

の子共、見合双方氏子内にて一人宛右子供へ爲<sub>三</sub>褒美<sub>二</sub>、紙二帖、扇子一本宛引つる、多聞院より遣はす。道的具・引竹・矢・竹・神二帖、多門院より来る。

一、八日の時、神前へアヲサ・アサリ吸物奉獻、是先例の通也。扱的仕舞、掃除役へ紙二帖、青銅二百匹進上候也。(横濱市役所 一九三二 一一八)。

この記録から、本牧神社において一七七三年には正月八日に「的」が行われていたことがわかる。本牧神社は、もとは十二天社であり、多門院が別当であったが、明治の神仏分離令によつて社号を改めたものという(横濱市役所 一九三二 二〇九、二二一)。近世には十二天社の祭祀として「的」が行われたということになる。そして「的」と呼ばれていたことが「毎年的有」との一文からわかる。十二天社の祭祀として多門院が道具を準備するなど中心となつて「的」は行われた。「氏子内にて一人宛右子供へ爲<sub>三</sub>褒美<sub>二</sub>」との一文から、子どもが射手となつていたことが推察される。

次に古いのが文政五(一八二二)年改正と記された「小林村香取社祭祀式法(小林江原家蔵)」の記録である。現在の越谷市の「正一位香取大明神」で正月七日に「的」を行うことが記されており、その際に用いられる「的」の図が記されている。「改正」とあるので、文政五年以前からこの行事が行われていた可能性は推察できるが、「的」がいつから行われるようになったかはわからない。「的」は半紙で作り、小的に關しては「相当之人数程コシらへ家々江耆本ツ、持參事」とある(越谷市 一九七三 九〇九)。「相当」とは当番の補佐のことであろう。小的は「相当」の人数分作り、「相当」が家に持ち帰るとある。先にも述べたように、八潮市鶴ヶ曾根下では小的をすべての家の数だけ作る。的にはそれぞれの家の名前が記されている。

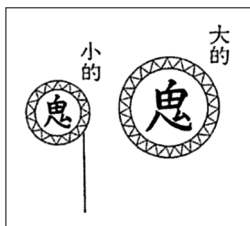


図 的の図  
(「小林村香取祭祀式法」『越谷市史 第三卷』p909より転載)



越ヶ谷大沢町の福井猷貞による「大沢猫の爪」にも記述されている。

一 当町鎮守之義往古下総地なりし故、本社香取大明神<sup>二</sup>地主へ稲荷大明神を合殿<sup>三</sup>祭、今之所<sup>三</sup>宮居在来候、尤古來ハ横込今大門まで通り道有之由申伝、別当光明院守護中古今年々正月十三日備社祭祀興行、明和以前ハ百姓式軒宛当番<sup>三</sup>宅賄勤候処、大勢混雜ゆへ明和末年今光明院<sup>三</sup>賄方致申候、尤当番拾式人宛<sup>三</sup>相賄申候、附古例<sup>三</sup>七才之男子共兩人ハ、四、五人迄麻上下<sup>三</sup>竹弓矢<sup>三</sup>的射致候事、年々今以興行有之候、是矢流鏑目等之略遺風歟、和漢共男子出生之節ハ桑弧蓬矢を取又幕目之式等行事有之也、大沢町百姓之義乱世之民の中へ遁来落着候家緒之者<sup>四</sup>多候ゆへ武士之道を真似來し遺風成べし、〔越谷市 一九七二 八八〕

正月十三日に、別当光明院で「備社祭」が行われ、それは「中古より」のものであるとするが、「中古」は「明和以前」のいつかは不明である。

明和以前（明和元年＝一七六四）には百姓二軒宛当番が回されていたこと、末年には混雜したので光明院で行うようになったことが記されているが、この記述は当番の問題に関するものである。そして「古例」として、「七才之男子」が「的」を射る行事があり、これを「流鏑目」と呼んだという。「矢流鏑目」は「流鏑馬」であろう。そして、大沢町には乱世を逃れて百姓の中に落ち着いた者が多かったので「武士之道」を真似たと福井猷貞は解釈する。知識人の中には「オビシヤ」が「流鏑馬」の遺風、百姓が武士を真似たものと解釈する者がいたことがわかるが、『新編武蔵風土記稿』『新編相模国風土記稿』でも両者が混同されて記述されていた理由も同様のこともかもしれない。しかし、「遺風」であるとするれば、人生儀礼的要素がみられることと整合性はとれない。後に要素が付加されたということか。ところで、この文章から明和年間には弓射行事が行われていたようにも読める。そのまま受け取れば、これが最古の記録となるが、「史料解説」によると、「大沢猫の爪」は「文化末から文政初年のものと推定される」とのことであり〔越谷市 一九七二 一七〕、年代は不確定とした。

また、新宿区中井御霊神社には永禄六（一五六三）年・元和六（一六二〇）年の紀年銘がある分木が所蔵されているという〔水谷 二〇一九 六九〕。永禄六年の紀年銘から、一六世紀半ばには「オビシヤ」が行われていたといえるが、水谷は「ここで考えるべきことがある。戦国時代の村と、江戸時代の村には決定的な断絶と違いがあるということだ。それは村落の構成員の違いである。」と述べている〔水谷 二〇一九 六九〕。水谷に従うならば、本論で検討している「オビシヤ」との連続性はもとめられないことになる。また『オビシヤはつづくよ四〇〇年』には「備社絵馬」の写真（新宿区中井御霊神社蔵）が紹介されている。これは文政十三年の写しで、「享保三年奉納を修理カ」とキャプションがつけられている（千葉県立関宿城博物館 二〇一九 一三三）。享保三（二七一八）年のものであるとすれば、江戸時代の村落における直接的史料としてはこれが最古の記録ということになる。中井御霊神社は『新編武蔵風土記稿』では「氷川神社」とされ、九月の祭礼を「びしゃ祭り」と號す」とあり〔第一卷 二五八頁、表①〕、幕末では正月行事として行われてはいない。多くの地区が「オビシヤ」を正月行事として行っていることを考えるならば、これをどのように解釈すべきであろうか。正月行事であったものが、幕末には秋の祭礼として行われるようになったということであろうか。幸手市では収穫感謝として行われている事例があった。先にも述べたように、農業との関係の中で、感謝祭としての意味付けがなされたということか。中井御霊神社の「備社絵馬」に関しても、「享保三年」が明確ではないので、参考にとどめておく。

## 九、「当渡し（当屋渡し）」の優越

内田は「オビシヤ」の構成要素として「当渡しの儀礼を伴う」をあげ、その割合は五五二件中一〇八件で、二五・二%とする〔内田 二〇一八 一一九〕。「的射を伴う」が一四・二%であることを考えるならば、かなり高

い割合といえるだろう。内田も「全体の中でもかなり高い比率であり、当渡しはオビシヤの重要な構成要素」と述べる〔内田 二〇一八 一二一〕。なお『埼玉のオビシヤ行事』において、例えば志木市下室岡の下三在稲荷社では「初午行事の当日に幟旗や帳面の入った箱が、前年の年番（宿番）から今年の年番に届けられる。」とだけあり、宿の引継ぎについての記述はない〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一〇四〕。このように『埼玉のオビシヤ行事』では「当渡し」の儀礼の有無についての記述が不明瞭であり、数値を算出することは困難である。内田も『埼玉のオビシヤ行事』を用いているが、ここでは内田の算出した数値に乗じる。

八潮市では久伊豆神社（上下いずれも）で行われる「オビシヤ」を「弓ぶち」と呼ぶ。神職はいないが、本殿における儀礼と当屋渡し、そして直会には管理する神社の神職が立ち会う。「オビシヤ」は「当渡し」の後に行われるが、これには神職は立ち会わないし、神職が弓を射るものではないと下では言われている。このことから弓射行事よりも「当渡し」の方が重視されていることが考えられる。かつては、当番の家で「弓矢的」作りを行うため、家を建てるときには、そのことを念頭にして間取りを考えたとという。そして当番が終ると、襖の間仕切りを壁に直したという家も見られた。現在では、上・下のいずれも、当番の家ではなく、神社本殿横の公民館で集まって「弓矢的」作りを行うようになっていいる。当屋になるといことは、それだけ大変なことであったという。吉川町半割の春日神社（現、吉川市）も同様で、「ヤドを引き受けた家では、前もって畳や襖を新調したりすることから、費用もかかり、大変な役であったという。」とある〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 二五三〕。

久伊豆神社の当屋渡しでは、前年の当屋が氏子の名前を半紙に書き、竹に挟んだ「宮帳」を作り、翌年の当屋に渡す。上ではかつては書き継ぎしたものを箱に入れて箱を渡したという。下では当屋渡しを「イズリワタシ」「シキワタシ」と呼ぶが、箱に入れていたかどうか、さらには書き継ぎ足していたかどうかまでは確認できなかった。

単年度の氏子の名前を書いたものを渡された当番が、一年間神棚にあげておくという。

なお『埼玉県のオビシヤ行事』では両「弓ぶち」とも「当番の家で宴会↓神社で祭典↓弓ぶち↓トウワタシ」との順番になっているが〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 一六〇～一六四〕、筆者による調査では、「祭典↓トウワタシ↓弓ぶち↓直会」であった。

三郷市大広戸香取神社では夜明け頃、前日に作っておいた蛇（ジャ）を鳥居に掛ける。半紙で厳重に包まれた二つの箱があり、一つには生まれた子供の名前を書き継ぎしたもの、一つには当番の名前を書き継いだもの（表紙には「鎮守香取大神祭礼儀定帳」とあり、現在箱に入っているものは大正九年以降のもの）が納められている。『埼玉のオビシヤ行事』には、トウワタシで「ご神体」である「香取神社の神名と、この一年間に大広戸の氏子の間で生まれた男児の名前を記した和紙の入った桐箱」とある〔埼玉県立民俗文化センター 一九九四 七〇〕。『埼玉のオビシヤ行事』には「鎮守香取大神祭礼儀定帳」が入った箱についての記述はないが、筆者の調査でも新しい当屋が家の神棚に大事に預かり、行事終了とともに風呂敷に包み担いで持ち帰るといふ。この箱も神聖視されていることを示すといえよう。千葉県多古町次浦の惣態神社においては「もしも火事などの災害があった時は、何よりもまずご神体とオニツキを担いで逃げなければならない」と言われている。という〔水谷 二〇一八b 四八〕。

また川崎市中丸子の神明社では「オビシヤ」と称して注連縄作りが行われる。現在では保存会によって行われているが、原三喜は『中丸子の閑話』で、この注連縄は「大蛇」であるといい、「より方はお注連梯子を当番の家の天井にかけて、」と記述している〔原 一九六五 三七一〕。現在は神明社の境内で注連縄作りが行われているが、昭和三十九年以前は（あとがきには昭和三十九年となっている〔原 一九六五 頁番号なし〕）「当番」の家で行っていたことがわかる。現在では具体的なやり方はわからなくなっているが、「当番渡し」の儀礼はあった

ということであった(二〇一九年、筆者調査)。中村亮雄は「当番のウケワタシは、ザシキの部屋で行われ」「中央には無量寺の住職が座り、神官が出来てからはその左に神官が座った。」「寺の住職は下丸子と分け合った竹の幣束を持ってホーラクアゲといってお祓いをした。」「これが終わると、当番の代表が「役目は無事に済んだので当番をお渡しするから、よろしく頼む」という意味の口上を述べ、下番の代表はこれをうける口上をのべる。」と報告している〔中村 一九七〇 六四〕。「神官が出来てから」との文言は明治になってとのことであろう、それまでは当地の檀那寺であった無量寺を中心として、行事が行われていたことが推察される。また神官がいなかった頃は「古老(ごろう) 祓い」だったとの話もあった(筆者調査)。現在では当番ではなく、保存委員会が行っているが、当番が重要であり、その「当番渡し」の儀礼の詳細を中村は報告している。内田によると、「当渡し」が行われている割合は二五・二%であるが、現在では行われなくなっており、数字に反映されていない地域が認められる可能性があるだけでなく、その儀礼としての重要性は看過できないと考える。

## 十、弓射行事としてのオビシヤの成立を考える

先に、水谷が「戦国時代の村と、江戸時代の村には決定的な断絶と違いがある」と述べていることを紹介したが、渡部圭一は「近世「村の鎮守」祭祀の成立」の中で、南関東においては「オビシヤの組織が村組という小地域によって再編されるのは、比較的新し」く、「一七世紀前半に形作られたオビシヤ組織が、その後には枝分かれするかたちで、いくつかの地縁的类型―村全体による鎮守祭祀、複数の小地域で輪番分担する鎮守祭祀、特定の小地域による鎮守祭祀など―を並行的に分化させていく傾向が認められる。この枝分かれは、近世的な家と村の確立する寛文・延宝期に始まり、元禄期には完成をみたようである」と指摘する〔渡部 二〇一八 一四九〕。

渡部の論は「オビシヤ文書（オニツキ等）」の分析に基づくものであり、水谷や渡部に従うならば、南関東における「オビシヤ」の成立は、近世期にもとめられることになる。さらに渡部は、南関東の「オビシヤ」は「成員が当番を勤めていく当屋祭祀の形をとっている」と指摘する〔渡部 二〇一八 一三九〕。この指摘は「オビシヤ」を考える上で重要と考える。

そもそも当屋は神事を行う人（家）である。三郷市大広戸香取神社では、「ご神体」と呼ばれる出生者を書き綴った冊を、八潮市鶴ヶ曾根久伊豆神社では氏子の名前を書き綴った「宮帳」を神棚にあげることはずで述べた。〔ご神体〕と呼ばれていることからわかるように、「当屋」は専門の宗教職ではない村人に課せられた、あるいは権利として与えられた重要な任務であるといえる。そのため「当渡し」が村の重要な儀礼となることは想像に難くない。先に述べたように、儀礼として重要な位置付けとなっているだけではなく、主に正月行事として行われていることも示唆的である。

菌部寿樹は「中世西日本の村落（宮座）」に、文化拠点である一宮や地域の中核寺社を経由して歩射儀礼が伝播した」とする〔菌部 二〇一七b 七七〕、一方、「東日本の中世村落で歩射儀礼が行われた形跡が見当たらない。残存史料の制約という点が大きいが、東日本の中世村落には歩射儀礼がほとんど伝播しなかったのではないかと考えている。」と述べ、その理由として、「源頼朝により創設された鶴岡八幡宮放生会の流鏑馬神事の存在」「御家人による八幡宮勧請で、東日本の在地社会では流鏑馬が主流となり、歩射がそこに入り込む余地がなかったのではあるまいか。」と述べる〔菌部 二〇一七b 七六〕。そして「兵農分離により武士がいなくなった近世村落では流鏑馬を維持するのが困難になったのではと考える。〔中略〕歩射に比べて流鏑馬の技術は格段に上であり、その芸の維持には困難が伴うことは目にみえている。」と述べる〔菌部 二〇一七b 七六〕。幕末における、「流鏑馬」と「歩射」の混同は「芸の退潮」、つまり伝承者の変化による伝承の困難性があり、「流鏑馬→歩射」と移行された

と考えられるということである。さらに「関東地方、特に神奈川県や千葉県などでは民俗儀礼としてのオビシヤが顕著にみられる。この民俗儀礼は近世初期の一七世紀に確実に遡る。」と指摘する〔菌部 二〇一七b 七六〕。菌部は関東地方で「オビシヤ」と呼ばれている行事では、弓射行事が伴うことを前提で論じている。「歩射」が「流鏑馬」が崩れたものと理解すれば当然のことであろう。水谷も江戸時代以前に武士である人たちが奉射行事を行っていたが、「想像をたくましくすれば」と前置きをしているが、江戸時代以前の領主が主催した奉射を江戸時代には帰農しながらも、武士であった時の記憶と習慣を、新しい村や集団に持ち込んだものが南関東のオビシヤと述べる〔水谷 二〇一九 七〇〕。これは先に紹介した「大沢猫の爪」での福井猷貞の解釈と符合する。

しかし、すでにみてきたように、「オビシヤ」は必ずしも弓射行事を伴うとは限らないというよりも、弓射行事を伴うものは全体からすればかなり少ない。そのため「歩射↓弓射欠落」という技芸の退潮として捉えることは難しいのではないか。先にも述べたように、南関東においては、弓射行事が「オビシヤ」の本質ではないと考えられるのである。

「歩射」は古代では国家安寧を願う正月行事として行われていた。「武田射礼日記」の文脈からは、「歩射」による「国家安寧」祈願が、村レベルで行われるようになって、広がったことが推察される。村の自立に伴い、村自ら「安寧」を祈願するようになったということである。その意識が「魔除け」「豊作祈願」というように、より身近な形になったといえるのではないか。「的」に「鬼」の字や絵が書かれ、その「鬼」に向かって矢が放たれ、最後には「通し矢」が行われる地域もあり、また「テンキウラナイ」と呼ぶ地域もみられた。魔除けとしての意味が、蛇作りと結び付いたといえた。

ところで水谷は「トウワタシは、オビシヤのクライマックスである。いかに江戸時代の村が戦国時代以前より安定し、豊かになったとしても、当役を勤めることができる家は、やはり限られていた。当役になることそれ自

体が、戦国時代の侍身分とは別の意味で、やはり名譽だった。トウワタシの儀礼としての重要性は、農民の村でも維持された。これが弓射をとまわらないオビシヤが村の家々の継続と安定を象徴するもの、そして寿ぐものとして新たな意味を持って継続してきた理由であろう。」と述べる〔水谷 二〇一九 七〇〕。水谷は「トウワタシ」の重要性をとく。

すでにみてきているように、「現在」の調査でも「オビシヤ」と呼ばれる行事の中で、「当渡し」の方が「弓射儀礼」より優越しているとみることができる。吉川市川藤の武輝神社では例祭に「歩射」が「氏子の無病息災と五穀豊穡を祈願する祭り」と言われている。当地区の「弓射」行事は明治中頃には中止されたというが、現在でも「例祭」後の直会では「当渡し」の儀礼が行われているようである〔吉川市教育委員会 二〇〇二 一五四〕。この事例では弓射行事が欠落したものであるが、簡素化しても「当渡し」の儀礼は行われている。このことから「オビシヤ」において、弓射儀礼よりも「当渡し」が優越することがわかる。言い換えるならば、南関東においての「オビシヤ」にとって弓射行事は重要な構成要素ではあるが、本質ではないということである。村の安寧を祈願する「当渡し」が、同様の意味を持つ「オビシヤ」の呼称と結びついた。しかし、それはあくまでも呼称の問題であつたのではないだろうか。

「オビシヤ」において「当渡し」が優越するとみられること、そして儀礼として弓射が行われたことが明確に確認できる史料は比較的新しいものしか見当たらないことを考えるならば、村が形成され、当屋制が確立した中で、当屋の引継ぎにあたり、村などの地縁的領域を形成する人々の安寧や豊作を祈願する重要な儀礼として「当渡し」が行われていた。一方で、「オビシヤ」と呼ばれる村の安寧を願う弓射行事があり、しかもその由来は古い村の安寧・魔除けという意味において、「当渡し」と呼称としての「オビシヤ」が交錯することになったのではないか。さらに、呼称を取り入れた地区の中で、本来行われていた弓射行事を実際に行うようになったことも考え



られるのではないか。そしてその時期は一八世紀後半ということになる。ただしその成立は一義ではないだろう。先に、流山市芝崎の名主家の日記から享和二年のものを紹介したが、「奉謝」の語句が複数の行事で使われており、そこに共通するものは、「宿」を回すことであつた。少なくとも当該地区では「奉謝」と表記される行事が、「当屋」を伴う行事を指していたことが推察される。また、青梅市の『市川家日記』での「比沙講」も「宿」が記されていたが、初午の行事としての「比沙講」の呼称が定着していないように思えるのである。これらのことも「宿」を回す行事が「ビシヤ」と認識され、呼称が伝播したと思わせるのである。

一方、先に紹介したように、蘭部は西日本では、一宮は中核寺院から村に伝播したと捉えている。西日本、中世を対象としているので本論からはずれぬが、近世の南関東においても、同様の動きが見えなくもない。武蔵一宮である氷川神社の神主による日記がある。幕末のものであるが、それには正月七日に「奉射的盛事」が行われていることが記されている（大宮市役所 一九七五）。「オビシヤ」としての「当渡し」の行事と、本来の「弓射儀礼」が結び付いた背景に、呼称だけの「オビシヤ」に、一宮で行われていた本質的な弓射行事としての「オビシヤ」の認識が広がりとの可能性は否定できない。

## 十一、まとめ

南関東地方に濃密に分布する「オビシヤ」、特に本論では弓射行事との関係についてみてきた。内田が指摘しているように、「オビシヤ」と考えられる行事には多くの要素があり、本論はその一部を示したにすぎない。さらには、本論では弓射儀礼の有無をあくまで、行われたことが明確にわかる「文字記録」にもとめた。その意味では「弓射儀礼」の歴史的な展開について論じたものである。なお千葉県香取郡多古町次浦物態神社では現在では弓射儀礼

が行われているが、水谷類が発見し紹介した慶長五年からの「オニツキ」には弓射儀礼についての記述がみられないために、当時から弓射儀礼は行われていなかった前提で論を進めている。類似内容の行事における呼称伝播、および呼称を前提とする儀礼受容の問題があると考えたためでもある。したがって、本論で提示したもののより古い史料が見つかれば、当然のことながら南関東での弓射儀礼の成立は遡ることになる。筆者は京都・大阪を中心として濃密に分布する地藏盆についても、呼称伝播があったと考えており（林 一九九七）、現在呼ばれている行事名だけで、その成り立ちを判断することに疑問を感じている。今後は他の要素も含めて掘り下げていくことが課題となる。

## 引用・参考文献

- 蘆田伊人編 一九八一
- 「新編武蔵風土記稿 第一卷」『大日本地誌大系⑦』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第二卷」『大日本地誌大系⑧』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第三卷」『大日本地誌大系⑨』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第四卷」『大日本地誌大系⑩』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第六卷」『大日本地誌大系⑫』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第八卷」『大日本地誌大系⑭』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第九卷」『大日本地誌大系⑮』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第十卷」『大日本地誌大系⑯』雄山閣。
  - 「新編武蔵風土記稿 第十二卷」『大日本地誌大系⑱』雄山閣。
- 一九九八
- 「新編相模国風土記稿 第一卷」『大日本地誌大系⑲』雄山閣。
  - 「新編相模国風土記稿 第二卷」『大日本地誌大系⑳』雄山閣。
  - 「新編相模国風土記稿 第三卷」『大日本地誌大系㉑』雄山閣。
  - 「新編相模国風土記稿 第四卷」『大日本地誌大系㉒』雄山閣。
  - 「新編相模国風土記稿 第五卷」『大日本地誌大系㉓』雄山閣。

市川庄右衛門 一九七一 『市川家日記』 谷川健一編 『日本庶民生活史料集成 第十二卷 世相一』 三二書房。

内田幸彦 一九九四 『オビシヤの多様性とオビシヤ文書―埼玉県の事例から―』 水谷類・渡部圭一編 『オビシヤ文書の世界』 岩田書院。

大磯町の観光情報 [http://www.town.oisokanagawa.jp/isotabi/matsuri\\_event/matsuri/shiraiwajinasare.html](http://www.town.oisokanagawa.jp/isotabi/matsuri_event/matsuri/shiraiwajinasare.html) (二〇二〇年四月

七日閲覧)

大磯町文化史編纂委員会 一九五六 『大磯町文化史』 大磯町文化史編纂委員会。

大田区史編さん委員会編 一九八三 『大田区史(資料編) 民俗』 東京都大田区。

大宮市役所 一九七五 『大宮市史 資料編一』。

小浜市史編纂委員会 一九八三 『小浜市史 諸家文書編三』 小浜市役所。

大日方克己 一九九三 『古代国家と年中行事』 吉川弘文館。

甲斐叢書刊行会 一九三四 『武田射礼日記』 『甲斐叢書』 第九卷(国会図書館デジタルコレクション) <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1209128> 二〇二一年八月十日閲覧。

河岡武春 一九七一 『解題』 『市川家日記』 谷川健一編 『日本庶民生活史料集成 第十二卷 世相一』 三二書房。

川口市 一九八五 『川口市史 近世資料編一』。

川崎市 一九八九 『川崎市史 資料編2 近世』。

京都大学文学部国語学国文学研究室 一九六八 『箋注倭名類聚抄卷二』 『諸本集成 倭名類聚抄(本文編)』 臨川書店。

経済雑誌社 一九一六 『類聚国史』 (国立国会図書館デジタルコレクション) <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/950692> 二〇二一年

八月十日閲覧。

越谷市 一九七三 『越谷市史 第三卷 史料一』。

越谷市 一九七二 『越谷市史 第四卷 史料二』。

埼玉県立民俗文化センター 一九九四 『埼玉県のオビシヤ行事』 埼玉県教育委員会。

桜井徳太郎編 一九八〇 『民間信仰辞典』 東京堂出版。

蘭部寿樹 二〇一七 a 『宮座における歩射儀礼―結鎮・百手・オビシヤ―』 山形県立米沢短期大学日本史学科米沢史学会 『米沢史学』

第三十三号。

二〇一七 b 『中世村落史研究と信仰・儀礼―歴史学と民俗学のはざまから―』 山形県立米沢短期大学 『生活文化研究所

報告』 第四十四号。

南関東における「オビシヤ」行事について

千葉県立関宿城博物館 二〇一九 令和元年度企画展図録『オビシヤはつづくよ四〇〇年』千葉県立関宿城博物館友の会。

中村亮雄 一九六六 「川崎市内的的祭」川崎市教育委員会社会教育課文化係『川崎市文化財調査集録 第二集』川崎市教育委員会。

一九七〇 「中丸子のオビシヤについて」川崎市教育委員会社会教育課文化係編集『川崎市文化財調査集録

第五集』川崎市教育委員会。

流山市立博物館編集、流山市編さん委員会監修 一九九二 『流山市史 近世資料編Ⅲ』流山市教育委員会。

塙保己一編 一八九三 「射禮私記」『群書類従』第拾五輯、經濟雜誌社（国会図書館デジタルコレクション） <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1879792> 二〇二二年八月十日閲覧。

林 英一 一九九七 『地藏盆―受容と展開の様式―』近畿民俗叢書十一、初芝文庫。

原 三喜 一九六五 『中丸子の閑話』非売品。

水谷 類 二〇一七 「祭りの始まり 村の歴史―オビシヤ文書の発見と課題―」『千葉史学』第七十一号。

二〇一八 a 「村の祭り研究の新しい地平―オビシヤ文書の世界 序論―」『オビシヤ文書の世界』岩田書院。

二〇一八 b 「オビシヤと近世の村―千葉県香取郡多古町次浦―」『オビシヤ文書の世界』岩田書院。

二〇一九 「オビシヤ」つて、何だらう―四百年続く村の祭り―」千葉県立関宿城博物館『オビシヤはつづくよ四〇〇年』千葉県立関宿城博物館友の会。

ロドニー・ニードム 一九九三 吉川禎吾・白川琢磨訳 『象徴的分類―みずず書房』

横濱市役所 一九三二 『横濱市史稿』神社編（国立国会図書館デジタルコレクション） <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1213567>  
二〇二二年八月十日閲覧。

吉川市教育委員会 二〇〇二 『吉川史調査報告書第一集―朝日地区の民俗Ⅰ―』。

吉川市史編さん委員会 二〇二二 『吉川市史 資料編 近世』吉川市。

和田正洲 一九九二 「白岩神社の「座」と的祭り」大磯町総務部企画課編『大磯町史研究』創刊号。

渡部圭一 二〇一八 「近世「村の鎮守」祭祀の成立―オビシヤ文書からの挑戦―」水谷類・渡部圭一編『オビシヤ文書の世界』岩田書院。

## Study on the Obisha ritual in South Kanto region —Mainly on relations with the ritual to shoot the mark—

HAYASHI Eiichi

The ritual called “Obisha” are densely distributed in the Southern Kanto region. It means ritual to originally shoot some arrows towards the mark, but, in South Kanto, an event with the ritual to shoot the arrow towards the mark is only 25.2% of the whole. The ritual to be performed as a ritual called “Obisha” takes various forms in South Kanto. If I give an example, The area where “Hatsuuma” and a ritual called “Obisha” are tied to is frequent. However, it does not shoot the arrow towards the mark. If I see it in detail, there are many areas performing “Touya Watashi” as ritual. “Touya” is the person in charge of the ritual. “Touya Watashi” is ritual to change “Touya” every year. The oldest record of the ritual to shoot the arrow towards the mark is a thing of the 18th century when I confirm it by ancient documents. The ritual called “Obisha” to shoot the arrow towards the mark was performed as the national ritual that had been performed for national tranquility in the ancient times. When it is the Middle Ages, when a shared territorial bonding-like village is formed, “Touya Watashi” that is the ritual in hope of the tranquility of the village is called “Obisha”. I think it to have had possibilities to come to adopt an event to shoot the mark as a background.

